

平成 30 年 9 月 27 日

養父市議会議長 深澤巧様

生活環境常任委員会
委員長 植村和好

委員会審査報告書

平成 30 年 9 月 5 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

1 審査年月日

平成 30 年 9 月 7 日（金）

2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 57 号	養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 58 号	養父市集落定住改善施設の設置及び管理条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 59 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 60 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 61 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの
議案第 62 号	財産の無償譲渡について	原案可決すべきもの

（別紙）審査内容等報告書

(別紙)

生活環境専門委員会 審査内容等報告書

議案第 57 号「養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 58 号「養父市集落定住改善施設の設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定について」

議案第 59 号から議案第 62 号までの「財産の無償譲渡について」

(以上 6 議案を一括議題として審査)

【質疑】 コミュニティセンターの設置及び管理条例の一部改正等について、地区集会所を譲渡するに至るまでの経過を説明されたい。

【答弁】 公共施設等総合管理計画に基づき、市が指定管理している区の集会所等については実態にあわせて区への無償譲渡を進めている。区長会などで説明し、了解を得たところから譲渡するため、条例改正等を行うものである。

【質疑】 無償譲渡後に維持管理の条件はどう変わるか。

【答弁】 基本的に現状と変わらない。維持修繕に係る経費は、少額の場合は区、一定額以上の場合は自治組織の補助金等を利用、100 万円以上の改修にあたっては市の補助制度が活用できる。固定資産税の減免措置も適用される。

【質疑】 譲渡施設の耐震診断は受けているのか。

【答弁】 4 施設とも新耐震基準以降に建築しており、譲渡に際し耐震診断は行っていない。

【質疑】 今回 4 施設を無償譲渡するが、区が指定管理している集会所等は残り何施設あるのか。また、残りの施設を譲渡する目標期間はいつまでと考えているのか。

【答弁】 建築から 10 年以上経過し、区への譲渡が可能となった施設は 53 施設で、八鹿地域 3 施設、養父地域 7 施設、大屋地域 11 施設、関宮地域 32 施設である。これらについてはできる限り速やかに譲渡を進めたい。

【質疑】 今回の譲渡先は、認可地縁団体を含んでいるのか。認可地縁団体の取り組みについて、市の考えはどうか。

【答弁】 今回の 4 地区のうち、養父市場区は認可地縁団体である。譲渡協議を進める中で、制度の説明を行うとともに、区の意向を確認しながら認可地縁団体の手続き、登記の支援などを行う方針である。